

東京大学に勤務する障害者の在宅勤務に関する要項

(平成22年7月16日 総長裁定)

令和2年3月26日総長裁定

(目的)

第1条 この要項は、東京大学教職員就業規則第13条の2第4項及び東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第9条の2第4項の規定に基づき、東京大学（以下「本学」という。）に通勤して勤務することが著しく困難な身体の障害を持つ者の在宅勤務に関し必要な事項を定め、仕事と健康的でゆとりある生活との両立を可能とすることにより、障害者の雇用促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 在宅勤務とは、教職員が所属する事業場の勤務場所（以下「所属部署」という。）を離れて、自宅等を通常の勤務場所として業務に従事することをいう

2 在宅勤務者とは、在宅勤務をする者をいう。

(対象者)

第3条 在宅勤務者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 東京大学教職員就業規則、東京大学再雇用教職員の就業に関する規程、東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則又は東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程のいずれかの適用者であること。
- (2) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者であること。
- (3) 所属部署への通勤が著しく困難であって、自宅等で業務を遂行する方がより作業能率又は生産性の向上が見込めること。

(申請及び許可)

第4条 在宅勤務を希望する者は、所定の申請書を作成し、部局長の許可を受けなければならない。

2 部局長は、前項の申請があった場合において、その業務内容、勤務場所、設備の状況等の作業環境等が在宅勤務をするのに適正であると認めるときは、所定の許可書により在宅勤務を許可する。

(労働条件の明示)

第5条 前条第2項により在宅勤務を許可した場合は、労働条件通知書の就業場所に在宅勤務者の自宅等を明示する。

(在宅勤務の期間)

第6条 前条により許可される在宅勤務の期間は、原則として、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(禁止事項)

第7条 在宅勤務者は、在宅勤務開始前又は在宅勤務の期間中に、業務遂行に必要なない本学の機器、備品等を勤務場所に持ち込んで서는ならない。ただし、部局長がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。

(勤務時間)

第8条 在宅勤務者の勤務時間は、労働条件通知書に明示する時間とする。

(休暇等)

第9条 在宅勤務者は、休暇又は勤務時間中に私用のため勤務を中断する場合は、事前に部局長に申し出なければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に申し出ることができなかったときは、事後速やかに届け出なければならない。

(業務報告)

第10条 在宅勤務者は、始業し、及び終業した時刻をその都度速やかに、電話、ファックス、電子メール等で、部局長に報告をしなければならない。

2 在宅勤務者は、勤務した日の始業し、及び終業した時刻、業務に従事した時間及び業務内容を所定の報告書に記入し、定期的に部局長に報告しなければならない。

3 部局長は、必要に応じて、在宅勤務者に対し、業務上の指示を与えるものとする。

(出勤の手続等)

第11条 在宅勤務者は、在宅勤務日として許可された日であっても、業務上必要のある時は、所属部署に出勤することができる。この場合においては、原則として、事前に部局長に届け出なければならない。

2 部局長は、在宅勤務日として許可した日であっても、業務上必要のある時は、在宅勤務者を所属部署に出勤させることができる。

3 前2項の規定による出勤に要した費用は、部局が負担する。

(職務専念義務)

第12条 在宅勤務者は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(情報通信機器・ソフト等の貸与)

第13条 部局長は、在宅勤務に必要なパソコン、プリンタ等の情報機器、ソフト及びこれらに類するものを貸与することができる。この場合において、在宅勤務者は、貸与を受けた物品を適正に使用しなければならない。

(費用の負担)

第14条 在宅勤務に必要なインターネット料金、電話料金及びファクシミリ料金等の費用並びに事務用品は、在宅勤務者を雇用する部局が所定の金額を負担し、又は支給するものとする。

(安全衛生教育)

第15条 部局長は、在宅勤務者に対して、労働安全衛生法第59条第1項に基づく安全衛生教育を行うものとする。

2 在宅勤務者は、前項の安全衛生教育を受けなければならない。

(健康診断)

第16条 部局長は、在宅勤務者に対して、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断を行うものとする。

2 在宅勤務者は、前項の健康診断を受けなければならない。

(業務上の災害に対する補償)

第17条 在宅勤務者の業務上の事由又は通勤による災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)に限り、労働者災害補償保険法及び東京大学教職員法定外災害補償規程に定める給付の申請ができるものとする。

附 則

平成22年7月16日から施行する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。ただし、第3条第1号の改正規定中職域時間限定職員にかかる部分は、令和2年7月1日から実施する。